

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 7月28日(月)

## 今週のこトバ

### 企業価値担保権

事業性融資推進法（来年5月25日施行）  
において、不動産担保や経営者保証によら  
ず、無形資産を含む事業全体を担保とした  
新たな資金調達の選択肢として創設する。

## ◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/28(月) 先負

29(火) 仏滅

30(水) 大安 日本銀行の金融政策決定会合

31(木) 赤口 土用二の丑、5月決算法人の確定申告ほか

8/ 1(金) 先勝 八朔、臨時国会召集、新たな米相互関税発動

2(土) 友引

3(日) 先負

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

7/21(月) 海の日

22(火) 39,775 ▼44 147.71 △1.06

23(水) 41,171 △1396 146.73 △0.98

24(木) 41,826 △655 146.41 △0.32

25(金) 41,456 ▼370 147.37 ▼0.96

## 金を売却した場合の税金の取扱い

ここ数年、金の価格が高騰しており金地金を売却  
して譲渡所得が生じた場合は確定申告が必要です。

### ◆譲渡所得の計算は所有期間で異なる

個人が金地金を売却した場合の所得は原則、譲渡  
所得となり給与所得など他の所得と合わせて総合課  
税の対象となります（営利目的で継続的に売買を行  
っている場合、実態に応じて事業所得又は雑所得）。

譲渡所得の計算は売却した金地金の所有期間に応  
じて異なり、次のとおり金地金を取得した日から5  
年以内に売却した場合は短期譲渡所得、5年を超え  
て売却した場合は長期譲渡所得となります。

◎短期譲渡所得の計算……譲渡価額－（取得価額＋  
譲渡費用）－特別控除50万円

◎長期譲渡所得の計算……{譲渡価額－（取得価額  
＋譲渡費用）－特別控除50万円}×1/2

なお、譲渡所得の特別控除は、その年の金地金の  
譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対  
して50万円となります。また、短期譲渡所得と長期  
譲渡所得の両方に譲渡益がある場合、特別控除額は  
両方合せて50万円が限度です。

### ◆取得価額が不明な場合や損失が生じた場合

上記の計算において、売却する金地金の取得価額  
が分からない場合は「譲渡価額×5%」相当額が取  
得価額となります。

また、金地金を売却して損失が生じた場合は、他  
の総合課税の譲渡所得と損益通算ができますが、譲  
渡所得以外の所得との損益通算はできません。

なお、一度の取引で200万円を超える金地金等の  
売却をした場合、買取業者は支払調書を税務署に提  
出することが義務付けられています。

■この記事の詳細は、情報BOX201529

## 退職所得の源泉徴収票等の提出範囲が拡大

退職手当等を支払った場合は、受給者に対して  
退職所得の源泉徴収票等を退職後1ヵ月以内に交  
付するほか、現行では受給者が法人の役員である  
場合に限り、退職所得の源泉徴収票等を所轄税務  
署及び市区町村（支払年の1月1日現在における  
受給者の住所地）にそれぞれ提出する必要があります  
（税務署への提出は、その年中に退職した受給  
者分をまとめて翌年1月31日までに提出可能）。

令和7年度税制改正により退職所得の源泉徴収  
票等の提出範囲が見直され、役員以外の受給者（居  
住者）についても税務署及び市区町村への提出が  
必要となりました。この見直しは令和8年1月1  
日以後に支払うべき退職手当等に適用されます。

## ★★★ 8月のチェックポイント ★★★

※夏季休業を行う事業所は、関係先に日程を知ら  
せると同時に取引先の日程も確認して、納品・  
出荷・集金・支払いなどを調整しておきます。  
※夏季休業前には、風水害や盗難等に備えパソコ  
ンデータのバックアップもしておきます。  
※気象庁は災害級の猛暑が8月も続くと警告して  
います。疲労が原因の作業ミスや交通事故など  
を防止するために熱中症対策を行います。特に、  
夏季休業明けは業務災害を防止するため適度な  
休憩など健康管理を徹底します。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記  
の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 金地金を売却した場合の税金の取扱い

金の価格はここ数年高騰しており、過去20年で10倍近く上昇しています。

### ◆金地金を売却した場合の所得区分

給与所得者などの個人が金地金を売ったときの所得は、原則として譲渡所得となり、給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。

ただし、金地金の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合には、その実態に応じて事業所得または雑所得となります。

なお、金投資口座や金貯蓄口座などからの利益は金地金の現物の譲渡とは異なり、実態は金融取引に近いことから、金融類似商品の収益として一律20.315%（所得税および復興所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉分離課税となります。金投資口座や金貯蓄口座などからの利益は源泉徴収だけで課税が終了しますので、他の所得と合算して確定申告をすることはできません。

### ◆金地金の売却が譲渡所得に該当する場合の取扱い

金地金を売却した際の所得区分が譲渡所得に該当する場合、課税対象となる譲渡所得の計算方法はその金地金の所有期間に応じて異なり、金地金を取得した日から5年以内に売却した場合は短期譲渡所得、5年を超えて譲渡した場合は長期譲渡所得となります。

なお、譲渡所得には年間50万円の特別控除があるため、金地金の譲渡益とその他の総合課税の譲渡益を合わせた金額が50万円を超えた分が課税対象となり、他の給与所得などと合算して総合課税の対象となります。

#### ①短期譲渡所得（所有期間が5年以内）

・譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）＝金地金の譲渡益

・（金地金の譲渡益＋その年の金地金以外の総合課税の譲渡益）－特別控除50万円＝課税される譲渡所得の金額

【例】3年前に100万円で購入した金を200万円で売却した場合、金地金の譲渡益は100万円となり、金地金以外に該当する譲渡益がなければ、金地金の譲渡益から特別控除50万円を差し引いた50万円が課税対象となります。

#### ②長期譲渡所得（所有期間が5年超）

・譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）＝金地金の譲渡益

・{（金地金の譲渡益＋その年の金地金以外の総合課税の譲渡益）－特別控除50万円}×1/2＝課税される譲渡所得の金額

【例】6年前に100万円で購入した金を200万円で売却した場合、金地金の譲渡益は100万円となり、金地金以外に該当する譲渡益がなければ、金地金の譲渡益から特別控除50万円を差し引いた金額に1/2を乗じた25万円が課税対象となります。

※特別控除の額は、その年の金地金の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して50万円です。これらの譲渡益の合計額が50万円以下のときはその金額までしか控除できません。

※上記①と②の両方の譲渡益がある場合には、特別控除額は両方合せて50万円が限度となり、①の譲渡益から先に控除します。

### ◎金地金を売却して損失が出た場合

金地金を売却して損失が出た場合は、同一年に他の総合課税の譲渡所得があれば、売却損の範囲内で損益通算ができます。ただし、金地金は『生活に通常必要でない資産』に該当するので、給与などの他の所得との損益通算はできません。

### ◎金地金の取得費が不明な場合

購入当時の書類（領収書など）を紛失するなどして金地金の取得価額が何も分からない場合は、「譲渡価額×5%」相当額を取得価額とすることができます。

### ◆金地金等の譲渡の対価の支払調書

金地金、白金地金（プラチナ地金）、金貨、白金貨（プラチナコイン）を売却した際に1回の取引で200万円を超える場合、買取業者は支払調書を作成し税務署に提出することが義務付けられています。

したがって、1回の売却金額が200万円以下の場合や、銀地金や貴金属製品などの売却の場合は支払調書の提出対象外となります。